

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 審査委員会に対する諮問等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次とおり質問する。

#### 1 件名

審査委員会に対する諮問と職員教育

#### 2 質問の要旨

1. 納税課（再任用職員）小原芳則による重大な公文書改竄事件に係り、審査委員会への諮問にあたって改竄を指示した回数について鎌議第 1293 号の答弁によれば確認していないと推察される。

44 回のデータを改竄したとしても、その悪意性については、小原の証言でなく指示したその回数を見てこそ、判断出来るのではないか。ログを見れば、大体いつ頃に指示を受けて、改竄したかが分かるはずだが、その確認もせず、それを提示せずに職員課長はじめ職員課は諮問したのか。

2. 至急ログデータを確認して、改竄日時を確認せよ。
3. 小原に悪意は無いと判断をした根拠は何か。
4. 今回、小原の指示を受けて公文書を改竄した 2 名の職員は、懲戒処分の対象とならなかったが、公文書改竄は罰にならないと教育していたのか。公文書の改竄は許されない行為と職員課は教育をしていなかったのか。具体的にどのような形で行ったか。文書もあれば示せ。

#### 3 答弁を求める者

市長

#### 4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 17 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為。総務部長ならびに職員課長は誠意を以て対応せよ。)